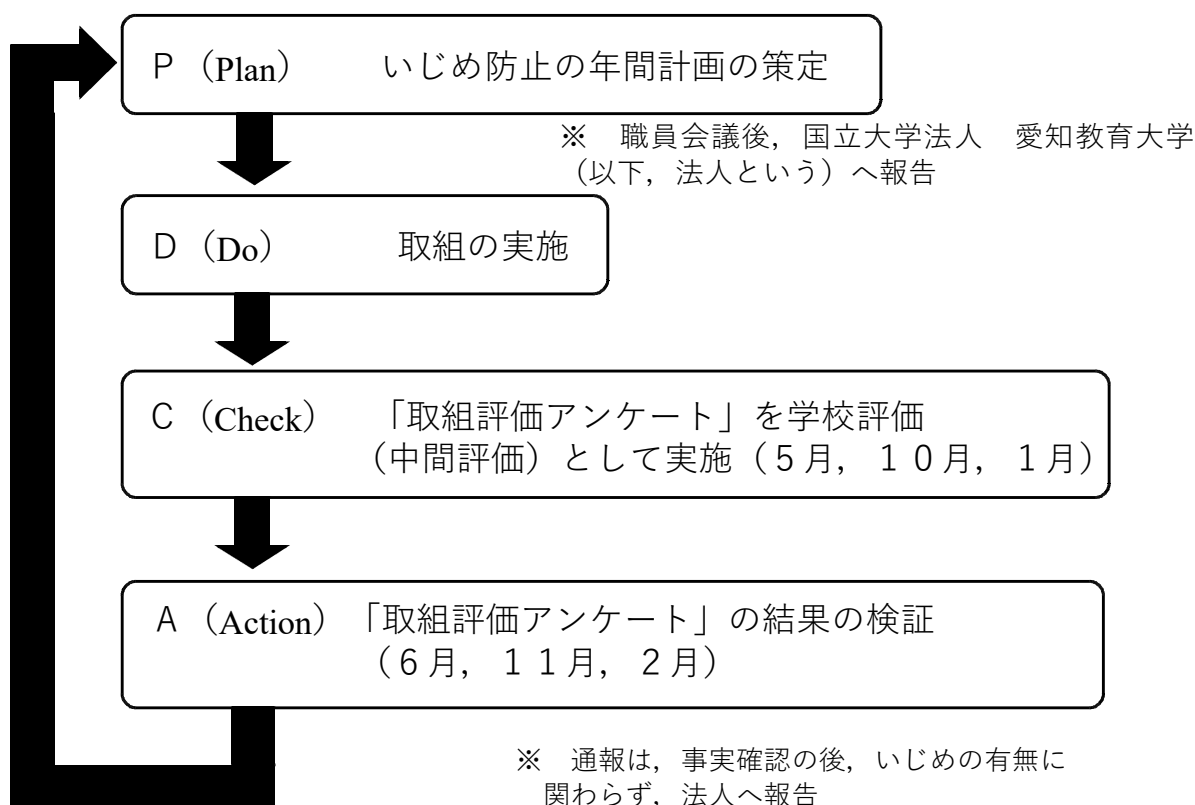


(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能

ア 取組の検証（P D C A サイクル）



※ 全体の検証として、当該年度の活動状況を年度末の学校評議員会へ報告する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度当初の職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行い、「いじめ防止の年間計画」を決定する。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告し、共通理解を図る。
- ・生徒指導部長は、国が行う「都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」や法人が行う「いじめ防止対策リーダー研修」に参加する。
- ・「心の健康推進連絡会」を実施し、いじめ・不登校に関するテーマを設定し、講話やケーススタディを行う。

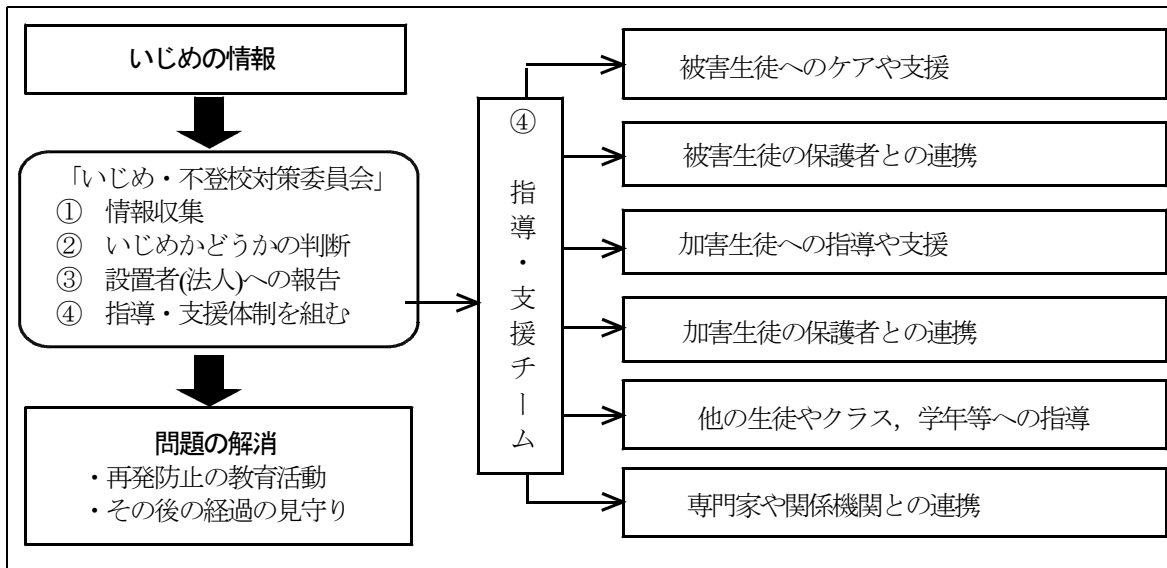
ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、ホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

いじめの疑いがあるという情報があった場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断した場合は、被害生徒のケアや支援、加害生徒の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで、この「委員会」が責任をもつことになる。

また、いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに委員会が対応するとともに法人へ報告する。



(3) 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに法人に報告し、学校の「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な外部の専門家を加えて対応する。

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法第28条」）

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ア 法人が調査主体となる場合

原則として法人が調査の主体となるが、従来の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の意向などを踏まえ、学校が調査主体となることが望ましいと法人が判断した場合は、文部科学省が示す「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づき、「いじめ・不登校対策委員会」を調査母体に事案に応じて適切な外部の専門家を加えて対応をする。

ただし、校長・副校長を除くこととし、法人から附属学校部長（課長）と顧問弁護士がオブザーバーとして参加する。

また、マスコミ等、外部機関の対応は、附属学校担当理事と校長が協力して担当し、広報室及び附属学校課がこれを支援する。

イ 事実関係を明確にするための調査を実施

設置した調査組織により、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

【留意事項】

- ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合うこと。
- ・先行した調査を行っている場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施すること。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

調査により明らかになった事実関係について、経過報告を含め、情報を適切に提供する。

【留意事項】

- ・関係者の個人情報に十分配慮すること。ただし、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・アンケートを行う場合は、いじめを受けた生徒やその保護者に提供する場合があることから、予め、その旨を調査対象の生徒や保護者へ説明することが必要。

エ 調査結果を法人へ報告

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添える。

オ 調査結果を踏まえた必要な措置

学校は、調査結果を踏まえ、生徒が安心して活動できるように必要な措置を行う。なお、設置者である法人は、これを支援する。

【留意事項】

- ・両者への聞き取りが終わり、謝罪などの対応があつてからも、被害生徒には3か月の間、毎日状況の確認をすることを徹底し、その期間が終了したところで事態の収束とする。ただし、それ以降も被害者加害者の様子は注意深く見守る。

参考

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科省）改定（平成29年3月16日）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 設置者である法人に所属する専門家の協力を得て、教職員の研修を充実させるとともに、職員会議や学年会、心の健康推進連絡会等で、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、子どもたちとの対話を重視し、道徳教育や人権教育の充実、体験活動の推進を図る。また、その活動により、生徒が自他の違いを認め合い、問題を解決していく力や周囲への影響を考慮して行動できる力、他者と円滑にコミュニケーションできる能力を育む。
- ウ 会長会や代表者会等で、リーダーの規範意識を高め、教職員とともにいじめが起こらない環境を整える。
- エ 授業改善を進め、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりに努める。
- オ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- カ ネット上でのいじめが起こらないようにするために、生徒指導部長講話の中で話したり、警察や携帯会社等の外部の人に依頼し、情報モラル講演会を行ったりする。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。そのために、教職員は授業や休み時間等での生徒の人間関係や個々の様子を観察するとともに、生徒が気軽に相談できるような人間関係を構築する。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、組織的に対応する。
- ウ 毎学期（年3回）アンケート調査や教育相談を実施する。気になる生徒については、決められた時期以外にも教育相談を実施する。
※ アンケートにいじめに関連する内容が記述されていた場合、5年保管の義務があるため、年度末まで担任が保管し、生徒指導部長に提出する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見や通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 学校は、被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、人間的成長を促すように聞き取りを行いつつ指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解や保護者の協力、スクールカウンセラー、警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

【取組の年間計画】

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールカウンセラーの周知（<u>放送やクラスルームを活用</u>） ○ 生徒指導オリエンテーション ○ 授業参観 ○ E組保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育相談アンケート実施（4月18日） ○ 教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度当初の職員会議で、「いじめ防止対策基本方針」を検討し、「年間計画」を決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業参観 ○ E組保護者会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修学旅行（3年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハイパーQUの実施（5月30日） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組評価アンケートの実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小豆島の生活（2年） ○ 校外学習（1年） 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組評価アンケートの結果の検証 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導部講演会の実施 ○ 生徒指導部長講話 ○ 個別懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ QU講習会（7月25日） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>第1回心の健康推進連絡会→QU講習会後の第1回事例検討会の実施</u> ○ いじめに関して大学への定期報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別懇談会
8月				
9月		<ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート実施（9月5日） ○ 教育相談の実施 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校祭 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組評価アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校祭
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハイパーQUの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組評価アンケートの結果の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別懇談会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合唱祭 ○ 生徒指導部長講話 	<ul style="list-style-type: none"> ○ QU講習会（12月14日） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>第2回心の健康推進連絡会→QU講習会後の第2回事例検討会の実施</u> ○ 全職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証 ○ いじめに関して大学への定期報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合唱祭
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別懇談会（3年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート実施（1月7日） ○ 教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組評価アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別懇談者会（3年）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業参観 ○ E組保護者会 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組評価アンケートの結果の検証 ○ 活動状況を学校評議員会に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業参観 ○ E組保護者会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導部長講話 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「いじめ防止基本方針」の見直し ○ いじめに関して大学への定期報告 	

